一　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　当該適用年度において法第五十九条第一項の規定の適用を受ける場合　同項の規定により当該適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額が第百十六条の三（会社更生等の場合の欠損金額の範囲）に規定する合計額から次に掲げる欠損金額の合計額を控除した金額を超える場合のその超える部分の金額

(1)　法第五十七条第一項ただし書の規定を適用しないものとした場合に同項本文の規定により当該適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されることとなる同項に規定する欠損金額（同条第二項又は第六項の規定により当該内国法人の欠損金額とみなされたものを含む。）

(2)　法第五十八条第一項ただし書（青色申告書を提出しなかつた事業年度の災害による損失金の繰越し）の規定を適用しないものとした場合に同項本文の規定により当該適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されることとなる同項に規定する災害損失欠損金額（同条第二項の規定により当該内国法人の同条第一項に規定する災害損失欠損金額とみなされたものを含む。）

ロ　当該適用年度において法第五十九条第二項の規定の適用を受ける場合（同項第三号に掲げる場合に該当する場合に限る。）　同項の規定により当該適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額が第百十七条の二第一号（民事再生等の場合の欠損金額の範囲）に掲げる金額からイ(1)及び(2)に掲げる欠損金額の合計額を控除した金額を超える場合のその超える部分の金額

ハ　当該適用年度において法第五十九条第二項又は第三項の規定の適用を受ける場合（ロに掲げる場合を除く。）　これらの規定により当該適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額

二　前号イ(1)に掲げる欠損金額（同号ハに掲げる場合にあつては、法第五十七条第一項の規定により当該適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額を除く。）及び同号イ(2)に掲げる欠損金額（同号ハに掲げる場合にあつては、法第五十八条第一項の規定により当該適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額を除く。）

三　第一号イ(1)に掲げる欠損金額（同号ハに掲げる場合にあつては、法第五十七条第一項の規定により当該適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額を除く。）

第百十三条第一項第一号中「七年」を「九年」に、「第五項」を「第六項」に、「又は第八項」を「、第五項又は第九項」に改め、同項第二号中「成る」を「順次成る」に、「前七年内事業年度（」を「前九年内事業年度（」に、「被合併法人等前七年内事業年度」を「被合併法人等前九年内事業年度」に改め、同号ロ中「又は第八項」を「、第五項又は第九項」に改め、同項第三号中「被合併法人等前七年内事業年度」を「被合併法人等前九年内事業年度」に改め、同号ロ中「成る」を「順次成る」に改め、同条第二項中「確定申告書に、」を「確定申告書、修正申告書又は更正請求書に」に、「明細書」を「明細を記載した書類」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　税務署長は、前項に規定する財務省令で定める書類の保存がない場合においても、その書類の保存がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、第一項の規定を適用することができる。

第百十三条第四項中「「被合併法人等前七年内事業年度」を「「被合併法人等前九年内事業年度」に、「「前七年内事業年度」を「「前九年内事業年度」に改め、同条第五項第二号中「前七年内事業年度」を「前九年内事業年度」に、「第五項」を「第六項」に、「又は第八項」を「、第五項又は第九項」に、「成る」を「順次成る」に改め、同項第三号ロ中「成る」を「順次成る」に改め、同条第六項中「確定申告書に、」を「確定申告書、修正申告書又は更正請求書に」に、「明細書」を「明細を記載した書類」に改め、同条第七項を次のように改める。

7　税務署長は、前項に規定する財務省令で定める書類の保存がない場合においても、その書類の保存がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、第五項の規定を適用することができる。

第百十三条第八項を削る。

第百十三条の二第六項中「第百二十二条の十四第十四項」を「第百二十二条の十四第十三項」に改め、同条第十一項第一号及び第十三項中「第二十二項」を「第二十項」に改め、同条第十四項中「確定申告書」の下に「、修正申告書又は更正請求書」を加え、同条第十五項及び第十六項を削り、同条第十七項を同条第十五項とし、同条第十八項から第二十一項までを二項ずつ繰り上げ、同条第二十二項中「すべて」を「全て」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第二十三項を同条第二十一項とする。

第百十六条の二第一項中「前七年内事業年度」を「前九年内事業年度」に改め、「同条第三項」の下に「又は第四項」を加え、「同条第四項」を「同条第五項」に改め、同条第三項中「七年」を「九年」に、「第五項」を「第六項」に改め、同条第四項中「第百十二条第十三項」を「第百十二条第十四項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　第百十二条第九項の規定は、法第五十八条第三項に規定する政令で定める金額について準用する。この場合において、第百十二条第九項中「場合には、その超える部分の金額を控除した金額」とあるのは、「場合のその超える部分の金額に限る。」と読み替えるものとする。

第百十六条の三中「第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額」を「同項に規定する適用年度終了の時における前事業年度以前の事業年度から繰り越された欠損金額（同項に規定する個別欠損金額を含む。）の合計額」に改め、同条各号を削る。

第百十七条の二中「控除した金額」の下に「（同項第三号に掲げる場合に該当する場合には、第一号に掲げる金額）」を加え、同条第二号中「（法第五十九条第二項第三号に掲げる場合に該当する場合には、法第五十七条第一項又は第五十八条第一項の規定の適用がある欠損金額）」を削る。

第百十八条の三第一項中「第百二十二条の十四第十四項」を「第百二十二条の十四第十三項」に改める。

第百二十二条の十四第十項を削り、同条第十一項を同条第十項とし、同条第十二項から第十八項までを一項ずつ繰り上げる。

第百二十三条の八第三項第五号中「確定申告書に、」を「確定申告書、修正申告書又は更正請求書に」に、「明細書」を「明細を記載した書類」に改め、同条第七項第一号中「法第八十一条の三第一項に規定する個別損金額のうち第九十六条第二項第二号ハ（貸倒引当金勘定への繰入限度額）に規定する連結個別評価貸倒引当金額に係る部分の金額に相当する」を削る。

第百二十三条の九第二項中「確定申告書に、」を「確定申告書、修正申告書又は更正請求書に」に、「明細書」を「明細を記載した書類」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　税務署長は、前項に規定する財務省令で定める書類の保存がない場合においても、その書類の保存がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、第一項の規定を適用することができる。

第百二十三条の九第八項中「確定申告書に、」を「確定申告書、修正申告書又は更正請求書に」に、「明細書」を「明細を記載した書類」に改め、同条第九項を次のように改める。

9　税務署長は、前項に規定する財務省令で定める書類の保存がない場合においても、その書類の保存がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、第七項の規定を適用することができる。

第百二十三条の九第十項を削る。

第百二十九条第八項中「同項本文の規定の適用を受けようとする事業年度の」を削り、「当該事業年度の中間申告書で法第七十二条第一項各号（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項）に掲げる事項を記載したものを提出する場合には、その中間申告書）に第五項本文」を「に同項本文」に改める。

第百三十三条の二第一項中「第十三項」を「第十二項」に改め、同条第十二項を削り、同条第十三項中「（その事業の用に供した日の属する中間期間について中間申告書を提出する場合には、その中間申告書）に、当該」を「に当該」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十四項中「当該事業年度の中間申告書を提出する場合には、その中間申告書）」を削り、同項を同条第十三項とする。